

経済社会構造に関する有識者会議の開催について

〔平成 23 年 8 月 23 日〕
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

1 趣旨

経済社会に関する基本認識、政策、制度、規範等の在り方について、有識者の意見を聴取し、経済財政政策の企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、「経済社会構造に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 会議は有識者（社会科学分野の学識者のことをいう。）からなる委員により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）（以下「経済財政政策担当大臣」という。）が開催する。
- (2) 会議の座長は、委員の互選により決定する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議は、必要に応じ、会議の委員と特定事項について識見を有する専門委員（若手研究者等）からなるワーキング・グループを開催することができる。
- (5) 会議は、幅広い意見を聴取する必要があると判断する場合は、コンファレンス等を開催することができる。

3 検討事項等

会議は、経済財政政策担当大臣が示す事項及び会議が自ら必要と判断する事項に関し検討を行い、経済財政政策担当大臣に報告を行う。

4 庶務

会議の庶務は、政策統括官（経済財政運営担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の協力を得て、政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が会議に諮り、定める。